



様式第1号

(第1面)

行為 (変更) 届出書

平成 29 年 10 月 3 日

石垣市長様

住所 石垣市字新川 414 番地1 信用ビル
 届出者 氏名 株式会社石垣島白保ホテル&リゾート
 代表取締役 識名安信
 電話 0980(82)7600

(法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。)

□景観法第16条第1項
石垣市風景づくり条例第16条、第20条
石垣市自然環境保全条例第16条 }の規定に基づき関係図書を添付して届け出ます。

行為の目的		宿泊施設				
行為の場所	地名地番	石垣市字白保兼久原2080番地3 他4筆		面積	39,604㎡	
	地目	原野	現況地目	原野	施工面積	39,604㎡
	用途地域	□用途地域内 (名称:) <input checked="" type="checkbox"/> 無指定				
	他法令の地区指定等の状況	農振法・農地法・森林法・自然公園法・風致地区 その他() 公共投資の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 公共投資の事業名				
行為の期間		着手	H30年 月 日	完了	H31年 月 日	
届出内容の 照会先	住所	沖縄県那覇市首里儀保4丁目93番地				
	氏名	(株) シビルエンジニアリング 設計部:				
	電話	098(885)8772	FAX	098(886)9975		
基本風景域と 風景地区名称	<input checked="" type="checkbox"/> 自然風景域	<input checked="" type="checkbox"/> 八重の山並	<input checked="" type="checkbox"/> サンゴの海浜			
	<input type="checkbox"/> 農村風景域	<input type="checkbox"/> ヒルギの河口・湿地				
	<input type="checkbox"/> 市街地景観域	<input type="checkbox"/> 農用地	<input type="checkbox"/> 岡(わり)	<input type="checkbox"/> 集落		
		<input type="checkbox"/> 伝統的町並み形成	<input type="checkbox"/> 山並眺望形成			
		<input type="checkbox"/> 臨海市街地	<input type="checkbox"/> にぎわい漁港			
		<input type="checkbox"/> わくわくみなと交流	<input type="checkbox"/> 中心商業地			
		<input type="checkbox"/> ふれあい近隣商業	<input type="checkbox"/> 390バイパス沿道			
		<input type="checkbox"/> シンボルロード沿道	<input type="checkbox"/> 公共空間形成			
		<input type="checkbox"/> 平得・真栄甲・南大浜	<input type="checkbox"/> 観音堂風景			

※行為の着手可能日		※平成 年 月 日 (この期日は景観法による着手可能日です。他法令の許認可等が必要な場合は全てをクリアしてから着手して下さい。)	
※事前協議	※受理欄 	※受付欄 	(注意事項) 1. ※欄は記入しないで下さい。 2. 提出部数は正・副1部ずつ、合計2部とします。
	※受理番号		

(10) その他

本開発行為計画を進めるにあたり、関係法令や石垣市各条例を遵守します。また、石垣市都市建設課の助言・指導および「石垣市開発指導要綱」の各規定に可能な限り務めてまいります。

- ① 「1 防災 (11) 施行区域に保安林が接している場合は、保安林境界から水平距離で 20 m 以内の土地について、区画形質の変更及び樹木の伐採を避ける事」とあります。現在、提出する計画はあくまでも基本計画段階であり、実施設計の際に建屋の配置を調整する事で対応を検討いたします。
- ② 「1 防災 (15) 残土の搬出又は不速度の搬入を必要とする場合、防災及び自然環境の保全について、十分配慮した措置方法を明示すること。」とあります。整地工事を行うにあたり、「沖縄県赤土等流出防止条例」「土壤汚染対策法」に基づく届出ほか関係法令を遵守します。
- ③ 「5 緑・園地等 (4) 駐車場整備に際しては傘型樹を植栽し、駐車有効面積を木陰とすること。」とありますが、本開発行為の目的は宿泊施設であり、対象車両はレンタカーが主と考えられます。その際、車両の汚れや破損が懸念される事から植栽は意図的に控えております。
- ④ 「5 緑・園地等 (5) 露天の駐車場を舗装する場合は、駐車スペース部分を緑化ブロック等を用いた施工とすること。なお、透水性舗装及びカラー舗装を奨励する。」とあります。石垣市において透水性舗装資材の入手が安価かつ容易であれば、実施設計時に採用を検討いたします。また、駐車柵部の緑化ブロック採用についても実施設計の段階で、不陸や植生不良等の少ない製品を検討いたします。
- ⑤ 「6 水道施設 (5) 雨水及び浄化槽の処理水等の中水を利用する場合は、利用率 50% 以上とすること。」とあります。設備等の実施設計時に関係法令を遵守しながら中水利用の積極的な利用を検討いたします。

なお、先述したとおり本計画は現時点では基本設計の段階であり、開発行為を進めるにあたり予定建築物を含む配置等の計画変更が想定される事から、必要に応じて石垣市および沖縄県の関係各課と協議を行い、「都市計画法」に則って適切な申請・届出等の処理を行います。